

「特定相談支援事業所 スバル」 契約書及び重要事項説明書

当事業者はご契約者に対して指定相談支援を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

法人名	有限会社 アンカー
所在地	旭川市末広2条15丁目3-7
電話番号	090-6697-9076
代表者氏名	坂田 龍亮

2. 事業所の概要

事業の種類	指定特定相談支援事業
事業の目的	利用者又は利用者の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な指定特定計画相談支援の提供を確保することを目的とする。
事業の方針	<p>① 利用者が地域において自立した生活が営むことができるよう、心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供する。</p> <p>② 市町村や他のサービス事業を行う者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。</p> <p>③ 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、指定特定支援の提供に努めるものとする。</p> <p>④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に定める内容のほか関係法令等を遵守する。</p>
事業所の名称	相談支援事業所 スバル
事業所の所在地	旭川市東4条4丁目1-15 クオリア1階
電話番号	070-1502-4946（村岡）、090-6697-9076（坂田）
管理者	村岡 秀美
開設年月日	令和5年12月1日
対象者	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 法が定める難病等対象者 ※18歳未満の者を除く
通常の実施地域	旭川市（※見学等の同行は、旭川市及び近郊5町に限り対応可能）
営業日	月～土（祝日及び8/15、12/30～1/3を除く）
営業時間	8：45～17：30
サービス提供時間	9：00～17：00（土曜日は12：00） 必要に応じて提供時間以外でも対応。 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。

3. 職員の配置状況

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準
管理者	1名（相談員兼務）
相談支援員	1名以上

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所ではご契約者に対して以下の内容のサービスを提供します。

<サービスの内容>

① サービス等利用計画の作成

利用者の自宅へ訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供されるように配慮し、サービス等利用計画を作成します。

② サービス等利用計画作成後の便宜の供与

利用者等やサービス提供事業者との連絡を継続的に行い、サービス等利用計画の実施状況を把握します。

サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう福祉サービス等事業者との連絡調整を行います。

福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的な再評価（モニタリング）を行い、サービス等利用計画の変更等が必要な援助を行います。

③ サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④ 入所施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は利用者が障害支援施設等の入所を希望する場合には、入所施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

(1) 法定代理受領

事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

(2) 代理受領しない場合

法定代理受領を行わない場合は、法第51条の17第2項の規定により算定された額を、事業者に対し支払うものとしします。

(3) 交通費

利用者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて指定計画相談支援サービスの提供を受ける場合には、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を事業者を支払うものとしします。事業者の自動車を使用した場合は、実施地域の境界から片道10km以上で、10km毎に100円徴収する。

5. 緊急時及び事故発生時等における対応方法

指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、直ちに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。また、事故に際して取った措置については内容を記録する。

6. 損害賠償責任

事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、利用者等の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 記録や情報の管理、開示

事業者は、利用者等に対する計画相談支援サービスの実施について記録を作成し、その完結の日から5年間保管します。また、必要に応じ利用者等の請求があった場合、開示または複写物を交付するものとします。その際の諸費用は利用者の負担となります。

8. 個人情報の保護

事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとします。

サービス担当者会議等において、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得るものとする。

9. 人権擁護・虐待防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制を整備する。
- ② 成年後見制度の利用を支援する。
- ③ 虐待防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施。
- ④ その他、利用者の人権擁護、虐待の防止等のための必要な措置。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報する。

10. 契約の解除・終了について

(1) 契約者は、契約期間中、中途解約できます。ただし、契約者は契約終了を希望する7日前までに事業者に通知してください。その他、契約者は、事業者または相談支援専門員が次の事項に該当する行為を行った場合、契約を解除できます。

- ① 事業者もしくは相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める指定計画相談支援を実施しない場合
- ② 事業者もしくは相談支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくは相談支援専門員が故意又は過失により利用者等の身体・財産・信用等を傷つけ、又著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者のご契約者に対して1か月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定特定相談支援事業者に関する情報を契約者に提供します。

- ① 相談支援の実施に際し、ご契約者がその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい事情が認められる場合。
- ② 契約者が故意または重大な過失により、事業者もしくは相談支援専門員の生命、身体、財産、信用を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ③ 契約者又はその家族等から、社会通念上許容される限度を超えるハラスメント等の行為によって、相互の信頼関係が損壊し改善の見込みがなく、本契約の目的を達成することが不可能と認められる場合。

11. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口(担当者) 相談支援事業所 スバル 管理者 村岡秀美

電話番号 070-1502-4946

(2) 行政機関その他苦情受付

旭川市役所

障害福祉課 障がいサービス係

電話番号 0166 - 25 - 9854

12. 協働体制の構築・運営について

(1) 運営について

- ① 当事業所は、旭川市にある相談支援事業所じょーく（以下「協働事業所」）と協定を締結し、一体的な管理運営（協働体制）を構築しています。
- ② 協働体制の目的は、機能強化型相談支援（加算対象体制）を実現し、より質の高い支援を安定的に提供することを目的とする。
- ③ 協働事業所間で、月1回以上の定期運営確認会議を開き、体制要件（人員配置・加算要件など）が維持されているかを確認しています。

④協働体制に関する運営責任と役割分担は、協定によって明文化されており、各事業所は連帯して責任を負います。

(2) 相談支援専門員およびスタッフ体制

①協働を構成するすべての事業所において、常勤専従の相談支援専門員を各1名以上配置しています。

②そのうち、少なくとも1名は「相談支援従事者現任研修（または同等研修）」を修了した専門員です。

③協働事業所同士で、ケース共有会議・事例検討会を月2回以上共同開催しており、利用者への支援方針の共有・改善・検討を行います。

④協働体制により、各事業所の強みや専門性を活かした支援を提供します。

(3) 連絡体制および緊急対応

①各事業所は、24時間連絡体制を確保しており、必要に応じてどの事業所の相談支援専門員でも対応可能です。

②緊急時（例：利用者の急変・危機状況など）には、協働体制を活かして迅速な連携・対応を行います。

③協働事業所：相談支援事業所じょーく 旭川市1条通り17丁目502-21 080-5163-1899

(4) 個人情報・情報共有

①協働事業所間で利用者のアセスメント記録・サービス利用計画・モニタリング結果等を共有します。

②共有にあたっては、利用者またはご家族の同意を事前に取得します。

③共有記録は適切に管理・保管し、情報保護に努めます。

指定特定相談支援の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 住所 旭川市東4条4丁目1-15 クオリア1階

事業所名 相談支援事業所 スバル

相談支援専門員

坂田 龍亮

村岡 秀美

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援の提供開始に同意しましたので契約を締結します。

契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が捺印の上1通ずつ保管するものとする。

利用者

住所 〇

氏名 〇 印

利用者家族

住所

氏名 印

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

- ① 事業者が、サービス等利用計画を作成する時や、サービスを円滑に利用できるようにするために各サービス提供事業所及び医療機関などに情報提供が必要な場合。
- ② 事業者が指定計画支援の提供にあたり、障害福祉サービスを円滑に実施するために行うサービス担当者会議において必要な場合。
- ③ 行政機関等、法令に基づく照会や確認において情報提供が必要な場合。
- ④ 協働事業所との連携、質の高いサービスの提供、緊急時に迅速に対応する必要がある場合。
- ⑤ その他公益に資する業務において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で、必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービスを提供するために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報。
その他の情報。

以上

年 月 日

有限会社 アンカー 代表 坂田 龍亮 宛て

利用者 住所 _____ 0 _____

氏名 _____ 0 _____ 印 _____

利用者家族 住所 _____

氏名 _____ 印 _____